

客料企発 第14号
平成23年11月29日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

関西電力株式会社

お客様本部営業企画部長 鯉淵 正



質問書（平成23年10月31日付）に対する回答

平素は、弊社事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。貴法人からいただいた標記質問書に対し、以下のとおり回答させていただきます。

これまでにも申し上げましたように、早遅料金制度は、お客さまの選択により、早収期間内にお支払いいただいた場合は早収料金を、それ以降の期間にお支払いいただいた場合は遅料金を適用するものです。

そして、同制度の目的は、早期に電気料金をお支払いいただいたお客さまとそうでないお客さまとの間に料金の差を設けることにより、お客さま間の公平を図るとともに、電気料金の早期支払いをお願いし、電気事業の安定的遂行にご協力いただくことがあります。

弊社は、同制度について、このような目的達成の観点から適切なものであると考えております。

○コストについて

口座振替割引は、料金の回収コストを低減することによって、効率的な事業運営に資することを目的とする制度です。

遅料金を算出するにあたっては、早収料金に定率を乗じた額を早収料金に加えますが、その率を昭和63年に5%から3%に変更したのは、お客さまの早期お支払いの定着化傾向等を考慮したものです。

○遅料金の算出根拠について

電気料金の算定にあたっては、遅料金（遅料金と早収料金の差額として原価算定期間に見込まれる収入）を想定し、経済産業省が定める方法にもとづき、料金原価の控除収益項目と整理しております。

したがいまして、早収料金と遅料金のいずれも原価主義にもとづき算定していると考えております。

○早収料金と遅収料金の選択について

早収料金と遅収料金のいずれで支払うかは、お客さまが、毎月の電気料金を支払うにあたってその都度選択していただくものです。弊社は、お客さまが電気料金を支払われた日を確認するなどの手段によって、当該お客さまが早収料金と遅収料金のいずれを選択されたかを知ることができます。

口座振替払いやクレジットカード払いのお客さまが、遅収料金でのお支払いを希望される場合は、振替やクレジットカード会社への請求を中止するなどの取扱いをさせていただいております。

○各種帳票類における期限の記載について

弊社は、電気供給約款（以下「約款」といいます。）に早収期限及び支払期限を明記しているのはもとより、電気のご契約をいただいたお客さまに対して送付させていただくパンフレットやホームページにおいて、早収期限及び支払期限に関する解説を行っております。

「電気ご使用量のお知らせ」や振込用紙に早収期限を表示し、支払期限を表示していないのは、早収期間内に支払われるお客さまが多いことなどを考慮したものです。

なお、早収期間経過後にお客さまにお知らせする振込用紙等につきましては、支払期限日を表示しております。

○遅収加算額について

先般、回答させていただいたとおり、ご指摘の「遅収加算額」は、遅収料金と早収料金との差額であり、これについては、「遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます」という約款の定め（約款 30(4)。傍点追加）にもとづき、翌月分の電気料金とともにお支払を受けております。

したがいまして、遅収料金と早収料金との差額（早収料金の 3 パーセント相当額と同額）は電気料金の一部であって、損害賠償の性質を有するものではございません。

○日割計算制度について

弊社が約款に定めている早遅収料金制度は、前述のとおり、お客さま間の公平を図るとともに、電気料金の早期支払いをお願いし、電気事業の安定的遂行にご協力いただくという観点から適切な制度であると考えておりますが、先般の回答において「日割計算制度が適切でない」と述べた事実はございません。

○早遅収料金制度に対するお問合せについて

早遅収料金制度や各種帳票の記載内容にかかるお問合せをさせていただいているが、お問合せいただいた都度、ご理解いただくように努めております。

このほか、標記質問書には、コストに関連した具体的なご質問が記載されていますが、金融機関その他の取引先との守秘義務、弊社の事業遂行上の支障等を踏まえ、上記以外の回答は控えさせていただきます。

以上